なお、中長期にわたって行う環境放射線モニタリングを有効なものとする観点から、関係機関の能力を効率的かつ機能的に活用するため、データの収集、保存及び活用について一元的なシステムを確立しなければならない。

(3) 発災後の復旧に向けた個人線量推定

中長期的な汚染状況において、国、地方公共団体等は、環境放射線モニタリングに加え、実際の個人の被ばく線量の推定を行い、それらの結果に基づいて、適切な防護措置と除染措置を実施しなければならない。

個人の被ばく線量は、各個人の行動に依存するため、行動調査結果を環境放射線モニタリングの結果と照合して被ばく線量を推定するとともに、個人線量モニタリングによる実測値が必要である。これらの値を適切に組み合わせることにより、個人の被ばく線量についてより精度の高い推定を行うことが可能である。

(4) 発災後の復旧に向けた健康評価

原子力災害においては、放射線の被ばくによる健康影響に加えて、長期間の避難又は屋内退避、集団生活等が強いられ、平常な生活と異なる環境下における心身への影響を受ける。このため、国、地方公共団体等は、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、メンタルケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価を実施しなければならない。これらの健康評価を通じて、健康への負荷を低減すると同時に、将来の潜在的な健康影響に関する住民等の不安を軽減していくことが必要である。

(5) 除染措置

国、地方公共団体などは、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活にまた復帰できるよう、除染措置を講じる必要がある。除染措置を講じる際には、社会的要因を考慮した効果的な計画を立てることが必要である。

また、住民等が除染措置等に参加する場合には、国、地方公共団体等が必要な情報や資材、指導・訓練、専門的アドバイザー等の提供を通じて支援すべきである。

なお、除染措置に従事する労働者の職業被ばく限度については、関係法令等に基づき適切な被ばく線量管理を実施する必要がある。

(6) 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方

緊急時被ばく状況にある地域は、原子力施設からの放射性物質の放出が安定的に制御された状態となり、さらに、残留した放射性物質による被ばくが一定レベル以下に管理可能となった段階をもって、現存被ばく状況へ移行すると考えられる。

一方、事態の一定の収束がなされた後においても、依然として緊急時被ばく状況にある地域と現存被ばく状況にある地域が併存することも想定される。また、緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行は避難等の防護措置の解除判断の重要な要素であることから、現存被ばく状況にあることの判断においては、両状況の取扱いを慎重に検討すべきである。

さらに、現存被ばく状況にあっては、できる限り早期に計画的被ばく状況に移行するための努力が求められる。

これら3つの被ばく状況の取扱いとその考え方については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

第5　東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故について

(1) 中長期対策について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、警戒区域及び計画的避難区域が設定され、多くの住民が避難生活をおくることとなった。平成二十四年十月現在までに、一部の地域について警戒区域が解除されるとともに、従来の避難指示区域が見直され、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の3つの区域が設定されたが、このうちの「帰還困難区域」については、特に空間放射線量率が高く、一時立入りをする場合には個人線量管理やスクリーニングが求められている。また、それ以外の区域についても、一時立入りをする場合のスクリーニング等が原則義務づけられていないものの、宿泊はできない等の制約もあり、空間放射線量率を下げるため除染措置を継続していく必要がある。また、複合災害に伴う長期間の避難、屋内退避、集団生活、ストレス等が、現在の健康状態に影響を与え、更に将来の潜在的な健康影響への懸念を大きくしている。

したがって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の中長期対策については、このような被災者及び被災地の実態を踏まえたきめ細かい対応を適切に講じていくことが必要である。

(2) 原子力災害対策重点区域について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所については、平成二十四年十月現在、炉規法第六十四条の二第一項の規定による特定原子力施設の指定の検討も別途進めており、他の原子力施設と一律にPAZ及びUPZの導入等を行うことは必ずしも適当ではない。このため、原子力規制委員会としては、東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域については、今後、同発電所のリスク評価等を踏まえながら更なる検討を進めることとする。

第6　今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

① 原子力災害事前対策の在り方

・防護措置実施を判断する際のEALやOIL、緊急事態区分の在り方

・UPZ外におけるプルームの影響を考慮したPPAの導入や、実用発電用原子炉に係る原子力施設以外の原子力災害対策重点区域の範囲

② 緊急時モニタリング等の在り方

・避難が遅れた住民や避難が困難となる住民等が一時避難できる施設

・緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定、OILの変更手順、線量評価の手順、事前準備の在り方

・SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の活用により、モニタリング結果に基づく放出源情報の推定や、事業者の拡散予測結果の確認・検証を行うこと等の方策

③ オフサイトセンターの在り方

・実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外のオフサイトセンターの在り方

④ 緊急被ばく医療の在り方

・緊急被ばく医療設備、資機材等の詳細、複合災害における大規模な放射線による被害が発生した場合の関係医療機関の連携、緊急被ばく医療部門と災害医療部門との協力関係

・安定ヨウ素剤の投与の判断基準としてのEALやOILの整備、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方、投与基準に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手法等

・適用すべきスクリーニングレベルの実用的な値、使用すべき測定器やその方法の標準化、被ばく線量評価との関係等の技術的課題

⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応

・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方

・除染・健康管理等の在り方、リスク評価等を踏まえた原子力災害対策重点区域

⑥ 地域住民との情報共有等の在り方

・安全対策の透明性を確保し、住民の信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

第7　結び

そもそも防災とは、新たに得られた知見や、把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。本指針についても、このような観点から、今後の検討結果に加えて、地方公共団体の取組状況や防災訓練の結果等を踏まえ継続的な改定を進めていくものである。